

『外国人旅行者向け消費税免税制度』事業者向け説明会

平成26年10月1日、外国人旅行者向け消費税免税制度の改正により化粧品、食品、地酒、地元の特産品の品目が新たに消費税の免税対象になるとともに、免税手続きが簡素化されております。

富山県内を訪れる外国人旅行者数も増加傾向にあり、外国人旅行者の利便性向上による地域商業活性化を推進するため、消費税免税制度改正についての説明会を開催いたします。本説明会を開催し、地域の商業、商店街活動の振興に資することを目的とします。

日時 平成27年7月16日(木) 14:00～15:20

会場 富山県中小企業研修センター 501研修室
(〒930-0855 富山市赤江町1-7)

主催 富山県商工会連合会

参加
無料

第1部

14:05～15:05

講師

- ・外国人旅行者向け消費税免税制度の概要及び今回の改正内容
 - ・輸出物品販売場許可申請手続 ・質疑応答
- 北陸信越運輸局 企画観光部 観光地域振興課
金沢国税局 課税部 消費税課

第2部

15:05～15:20

講師

- ・平成27年度 免税店開設支援モデル事業の募集について
- 富山県 商工労働部 商業まちづくり課

7/16 「外国人旅行者向け消費税免税制度」事業者向け説明会 参加申込書

FAX送付先:076-433-8031

お申込締切日:7月10日(金)

| | | | |
|-------|-----|-------|--|
| 事業所名 | | | |
| ご連絡先 | 〒 | | |
| | TEL | FAX | |
| 受講者氏名 | | 所属・役職 | |

申込み・問い合わせ: 富山県商工会連合会 経営支援課 TEL 076-441-2716

※ご記入頂きました個人情報は、本説明会を運営する為に利用致します。なお、個人情報は法令に基づき適切に取り扱います。